技　第　７　０　５　号
令和４年２月２８日

様

千葉県県土整備部長
（公印省略）

千葉県総合評価方式ガイドラインにおける評価項目の運用の見直しについて

このことについて、入札・契約制度の見直しに伴い、千葉県総合評価方式ガイドラインにおける下記の評価項目の運用の見直しと当面の間の取扱について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、本通知の内容について貴団体会員の皆様に御周知くださいますよう、お願い申し上げます。

記

１　千葉県所掌工事における「工種：〇〇」での工事成績の平均点
（予定価格５千万円以上の国土強靭化に関する工事の成績の取扱）

２　過去２年間の災害活動実績（試行）
（県土整備部が発注する工事における対象の予定価格の見直し）

【担当】
千葉県県土整備部技術管理課
技術審査班　藍郷・塚瀬・須田
電話　０４３－２２３－３５０６

別　紙

1　千葉県所掌工事における「工種：〇〇」での工事成績の平均点
（予定価格５千万円以上の国土強靭化に関する工事の成績の取扱）

入札・契約制度の見直しにおける国土強靭化予算で執行する工事については、予定価格１億円未満の工事に指名競争入札を適用することとなりました。

これに伴い、予定価格５千万円以上１億円未満の国土強靭化に関する工事の成績は、下記表の（３）評価対象のアからはずれ、イまたはウの場合の評価対象となってしまうことから、予定価格５千万円以上の国土強靭化に関する工事を「総合評価方式相当」とし、（３）評価対象のアに適用する工事の成績として取扱います。

なお、令和４年３月１日以降の新規受注工事の成績から対象とします。

【ガイドラインの取扱】

（４）総合評価方式の型式別評価項目及び評価基準の詳細
ア　特別簡易型・簡易型
（イ）企業の施工能力　（総合評価方式ガイドラインＰ１４）

２　千葉県所掌工事における「工種：〇〇」での工事成績の平均点（小数点以下第2位以下切捨て）
（１）過去の工事成績評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率２０％以上）の平均点(小数点以下第2位以下切捨て)により評価する。
（２）千葉県所掌工事の「千葉県」とは、県土整備部、農林水産部、総務部、防災危機管理部、環境生活部、教育庁、企業局（旧企業土地管理局等・旧水道局）、警察本部、病院局とする。
（３）評価対象
入札公告の日の属する年度を除く、
ア　直近の過去２か年度間に完成した総合評価方式で落札した同工種の工事成績を評価の対象とする。
（予定価格５千万円以上の災害復旧及び国土強靭化に関する工事の成績評定点も対象とする。（なお、災害復旧に関する工事については「令和３年４月以降の新規受注工事からの成績を対象」及び国土強靭化に関する工事については「令和４年３月以降の新規受注工事からの成績を対象」とする。））
イ　ただし、上記アに該当する工事がない場合は、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去２か年度間の同工種全ての工事成績を評価の対象とする。
ウ　ただし、上記イに該当する工事がない場合は、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去５か年度間の同工種全ての工事成績を評価の対象とする。

【特別簡易型】【簡易型】
８０点以上
８０点未満７７．５点以上
７７．５点未満７５点以上
７５点未満７２．５点以上
７２．５点未満７０点以上
７０点未満６５点以上
６５点未満
成績なし

２　過去２年間の災害活動実績（試行）

（県土整備部が発注する工事における対象の予定価格の見直し）

千葉県総合評価方式ガイドラインの評価項目の過去２年間の災害活動実績の県土整備部が発注する工事については、適用対象を予定価格１億円未満から１億５千万円未満に変更します。

なお、令和４年３月１日以降に入札公告する総合評価方式による工事から運用を開始します。

【ガイドラインの取扱】

（７）「過去２年間の災害活動実績」の試行について　（総合評価方式ガイドラインP28）

建設業の災害対応への支援状況を踏まえ、地域の守り手に対して、活動実績を適切に評価することを目的に、県土整備部発注の下記対象工事について、「過去２年間の災害活動実績」を評価する。

対象工事

入札参加資格要件 （地域要件）	工種
管内又は近接する管内に本店がある者を対象とする工事	県土整備部が発注する 予定価格１億５千万円未満の工事